

平成25年(ワ)第46号, 第220号, 平成26年(ワ)第224号

福島原発・いわき市民損害賠償請求事件

原告 伊東達也 外1572名

被告 国外1名

準備書面 (81)

(被告東電準備書面(20)に対する反論②)

2020(令和2)年1月14日

福島地方裁判所いわき支部民事部合議係 御 中

原告ら訴訟代理人	弁護士	小野寺	利孝		代
同	弁護士	広田	次男		代
同	弁護士	鈴木	堯博		代
同	弁護士	米倉	勉		代
同	弁護士	笹山	尚人		代
同	弁護士	渡辺	淑彦		代
同	弁護士	坂田	洋介		代

本書面では、被告東京電力準備書面（20）のうち、被告東京電力による本件の被侵害利益のとらえ方は不適當であること、及び被告東京電力による本件事故と被害の相当因果関係の基礎となる社会通念のとらえ方が不適當であることについて、原告らの主張を交えつつ反論をする。

第1 被侵害利益のとらえ方について

1 被告東京電力の主張

被告東京電力は、本件事故による被侵害利益について、「本件事故による恐怖や不安を抱かざるを得ないという状況に一定期間置かれたことにより正常な日常生活が相当程度阻害されたこと」（平穩生活権の侵害）であるとする（被告東電準備書面（20）61頁ほか）。

そして、被告東京電力は、「客観的な危険が生じているとまでは評価できないことも踏まえ」、「本件事故発生直後の時期において、原告らが感じる恐怖や不安の内容としては、本件事故の進展の状況や今後の放射線量の推移、放射線被ばくによる健康影響について『よくわからないことにより生ずる不安』をその本質とする」などと主張している（被告東電準備書面（20）62頁イ）。

被告東京電力において、本件の被侵害利益を上記のようにとらえる前提には、いわき市民は、強制的な避難指示の対象から外されたことから、本件事故直後の時期も放射線による健康への客観的な危険が生じていたとは評価されない、との理解があると解される（被告東電準備書面（20）61頁～62頁）。

このような被告東京電力の、①いわき市民には本件事故によ

る放射能による健康への客観的な危険が生じていたとは評価されないとの主張、並びに、②この①の主張を前提として、本件事故直後の時期の被侵害利益を、本件事故の進展の状況や今後の放射線量の推移、放射線被ばくによる健康影響について「よくわからないことにより生ずる不安」を本質とする、日常生活の阻害であると理解するのは被害実態に即しておらず不適當である。以下、詳述していく。

2 放射線被ばくによる健康への深刻な不安

(1) 本件事故直後の健康への客観的な危険の可能性

上記の被告東京電力の主張のごとく、避難指示区域ではないいわき市では、本件事故直後の時期、放射線ばく露による健康への危険は客観的に生じていたとは評価できない、と言い切ることは適當であろうか。

この点、本件事故直後の2011（平成23）年3月13日より、いわき市では、いわき合同庁舎駐車場（福島第一原発から南南西約43km）で空間放射線量の測定を開始している。これによると、いわき市は、同月15日午前2時に18.04 μ Sv/h、同日午前4時に23.72 μ Sv/h、同月21日に6 μ Sv/h、同月22日に2.52 μ Sv/hと高濃度の放射能に汚染された（甲A512）。

また、3月18日にいわき合同庁舎の水道水から放射性ヨウ素93Bq/kg、放射性セシウム16.3Bq/kg、3月24日に放射性ヨウ素215Bq/kgが検出されるなど、いわき市内の多くの水道水からは、基準値（10Bq/kg）を大幅に超える放射性物質が検出された（原告ら準備書面（64）、甲A414～415）。

食品については、3月21日にいわき市内で採取されたブロ

ッコリーから 8100 Bq/kg の放射性ヨウ素、4 月 27 日に採取されたほうれん草から放射性ヨウ素 28 Bq/kg, 放射性セシウム 170 Bq/kg が検出されるなど、いわき産の農作物や水産物からも高濃度の放射性物質が次々と検出された（原告ら準備書面（64）、甲 A483～486）。

このようにいわき市内では、本件事故直後の時期において、上記のとおりの高濃度の放射能による汚染が広がっていたことからすれば、同時期にいわき市民に放射能被ばくによる健康への危険が客観的に生じていないとまで断定することはできない。科学的にも、低線量被ばくによる健康への客観的な危険がないとまでは明らかになっておらず、逆に、低線量被ばくによる健康リスクは増加するという科学的知見が有力に主張されているところである。

（2）第 2 期以降

2011（平成 23）年 5 月以降（第 2 期以降）も、いわき産食品の放射能汚染（原告ら準備書面（64）、甲 A483～486）が次々と報告され、本件事故後 2 年以上が経過した 2017（平成 25）年 6 月に至っても、いわき市内では空間放射線量が国の除染基準である追加被ばく線量 $0.23 \mu\text{Sv/h}$ を超える場所が多数存在した（原告ら準備書面（69）、甲 A488、甲 A489、甲 A490 の 1、甲 A491 の 1、甲 A492 の 1）。

また、2017（平成 25）年 9 月～12 月にかけて実施したいわき市内の土壌調査では、平田城跡で 1 m^2 あたり 12 万 7750 Bq の放射性物質含有量を示すなど、深刻な土壌の放射能汚染が明らかとなった（原告ら準備書面（54）14 頁以下、甲 A362）。

この点、放射線障害防止法（科学技術告示第 15 号）では、放射線施設内で、常時人が立入る場所においては、人が触れる物の表面の放射性同位元素の表面密度限度は、 α 線を放出する放射物質の場合 4 Bq/cm^2 （ 40000 Bq/m^2 ）、 α 線を放出しない放射性物質の場合 40 Bq/cm^2 （ 400000 Bq/m^2 ）とされている。この基準と比較しても、本件事故後数年経過後のいわき市内の土壌がいかにか放射能により汚染されてしまっているかがわかる。

こうした状況からすると、本件事故直後の時期を過ぎた第 2 期以降、いわき市民が放射能ばく露による健康への客観的な危険にさらされていないと断定することまではできない。

むしろ科学的には、 100 mSv の低線量被ばくによって発がんリスク等が増加することが多くの研究で観察されており、本件原発事故後及び「低線量被ばくのリスク管理に関するワーキンググループ」報告書（内閣官房）公表後にも LNT モデルの合理性を裏付ける多数の知見が公表されているなど、健康への客観的な危険の可能性が示唆されている。

3 被侵利益のとらえ方について

(1) 上記のとおり、いわき市内では、本件事故直後はもちろんのこと、本件事故直後を過ぎた後も、住民の放射能被ばくによる健康への客観的な危険の可能性と隣り合わせの状況にあった。多くの住民は、被ばくによる危険を回避しようとして避難をした。様々な制約のもとで避難できずにいわき市内にとどまった住民たちは、被ばくによる健康障害の危険の中で過ごした。また、様々な生活上の理由で避難先から帰還した住民たちも、放射能被ばくによる健康への深刻な不安の中で暮らしてい

かねばならなくなかった。本件の被侵害利益はこうした観点から理解する必要がある。

(2) 本件事故直後の時期（第一の時期）

本件事故直後の時期の被侵害利益については、次のように理解することができる。すなわち、同時期、原告らいわき市民は、本件事故により放射能に被ばくし、生命身体が危険にさらされているのではないか、あるいは、さらされるのではないか、との恐怖に見舞われることになった。それはすでに本件事故で引き起こされた、相次ぐ原子炉の爆発による放射性物質の拡散のみならず、その後もさらに原子炉の爆発が起こり、さらなる放射性物質の拡散が引き起こされるのではないか、そして、これにより、生命身体が危険にさらされるのではないか、という恐怖が混在したものであった。こうした死傷の恐怖とパニック状態の中で、ある者は市外へと避難をし、ある者は被ばくを避けるために自宅への閉じこもりをして過ごした。

こうした本件事故直後の時期における放射能汚染へのばく露による身体的侵襲及び死傷への恐怖と混乱、パニック心理などは、身体的人格権に直結した平穩生活権の侵害と評価するのが最も被害の実態に沿うものである。これは、生命・身体への恐怖を伴うものであることから、身体的人格権に準じた権利として理解されるべきである（甲 C3 淡路意見書参照）。

(3) 第2の時期以降

そして本件事故直後の時期（2011（平成23）年4月末頃まで）を過ぎても、いわき市内では、生活空間やいわき産の

食品などで放射能による汚染が検出されてきた。そのため、原告らいわき市民は、身体に外部被ばくを受けているのではないか、食料や水などを通じて内部被ばくを受けているのではないか、などと感じ、これらの被ばくによりがんのリスクが増大するなどの健康被害を受けている、あるいは受けるのではないかと、といった深刻な危惧感を持ち続けた。こうした健康被害の危険を避けるため、ある者は安全と思われる食糧や水を確保し、子どもの外遊びを抑制し、大人もできる限り家屋の外に出ないようにするなどして過ごした者もいた。他方で経済的な事情や過度のストレスから、こうした抑制行動を続けることのできない者もいた。これらの者は、被ばくによる健康被害の可能性と行動を抑制することにより受ける不利益とを天秤にかけながら、日常生活上の行動を抑制するかどうか、選択して決めなければならなかった。

このようにして原告らいわき市民が、放射能の被ばくによる健康への危険を回避するため、あるいは健康への危惧感を払拭するために受けてきた、日常生活・活動の様々な抑制や阻害、選択的行動は、身体権に接続した平穏生活権を中心とした精神的人格権（精神的平穏生活権）の侵害と評価するのが最も被害実態に沿うものである（以上、甲C3 淡路意見書参照）。

（４）小括

以上のように、本件の被侵害利益は、被ばくによる健康影響に関する科学的知見が確立していない現状下で、いわき市民が放射能被ばくによる健康被害の可能性ないし深刻な危惧感にさらされた事実を踏まえて理解するべきである。

第2 相当因果関係について

1 被告東京電力の主張について

被告東京電力は、本件事故と被侵害利益との相当因果関係を考えるにあたっては、「広く提供され、入手可能な公正な情報を受け入れずに、放射線に対する極めて強い忌避の気持ちから長期間にわたって避難指示に基づかない避難を継続するとしても、法的判断としては、あくまで（自主的避難等対象区域内に居住している）平均的・一般的な人を基準として」判断されるべきであるとの主張をしている（被告東電準備書面（20）63頁）。

そして、相当因果関係の判断の考慮要素として、国や自治体の避難指示等の各種基準や、本件事故による空間放射線量は「直ちに健康影響が生ずるものではない」との見解をもつ専門家の知見やこれをもとにした報道等を重視している（被告東電準備書面（20）65頁～66頁）。

しかしながら、相当因果関係の判断においては、一般人・通常人の判断を基準とするのが妥当だとしても、むしろそうであれば、①空間放射線量の健康影響に関する科学的知見が分かれている本件においては、何が「公正な情報」なのかについては、社会通念上片面的に決定できるものではないはずである。

そして、②国や自治体の避難指示等の各種基準は、少なくとも一般人の感覚と乖離していることからすれば、これを相当因果関係の考慮要素として重視するべきではない。

これらの点について、以下詳述する。

2 「科学的」ないし専門的知見について（上記1①）

（1）被告東京電力の主張

被告東京電力は、「避難指示の対象となっていない区域については、放射線による客観的な健康への危険が生じているとは評価できず、その旨の情報提供は新聞報道でもなされている」（被告東電準備書面（20）62頁オ）などと主張しており、本件の損害賠償の範囲（相当因果関係）を判断するにあたっては、国や自治体による避難指示の有無や状況並びに「ただちに健康への影響を生ずるものではない」旨の見解をもつ「科学的」ないし専門的知見をあたかも「正当な情報」と位置づけた上で、これを重視しているものと解される（被告東電準備書面（20）65頁～66頁）。

（2）合理性のある相当因果関係の判断材料は何か

しかしながら、本件の相当因果関係の判断において、通常人・一般人を基準として判断する以上、通常人・一般人が危険や不安を感じることに「社会的」合理性があるとみるべきなのであって、単純に国や自治体による避難指示の有無によったり、確立していない知見の中で、通常人・一般人の感覚と乖離した一方の見解を示す知見を考慮要素として重視するのは誤りである。

従来 of 平穩生活権侵害が問題となったケースでは、健康被害の危険の程度が科学的に明らかにすることができたが、本件事故による被害と不安は、従来 of ケースとは異なり、放射線被害という重大でかつその程度が科学的になお未解明な部分が多い危険が問題となっている点に特徴がある。

「不合理」な不安やおそれが賠償対象とならないことはそのとおりであるが、本件の場合には、低線量被ばくによる健康被害についての科学的知見の不確実性が残っており、また、「専門家」の中でも安全基準についての意見が分かれている。そして、本件事故を通じて国等の公的機関や「専門家」「科学者」に対する国民の信頼が崩壊し、「科学的合理性」なるものへの強い懐疑が存在するに至っており、放射線の危険性に関する情報提供の不全や混乱が生じている。このような状況下においては、一方の知見に基づく「科学的」合理性にこだわることは適切ではない。

(3) 専門家の意見が分かれている一例

ア 放射線の危険性に関する専門家の意見が分かれている一例としては、2011（平成23）年3月16日に内閣官房参与に任命された小佐古敏荘（こさこ・としそう）東京大教授（放射線安全学）の記者会見が挙げられる。

同教授は、2011（平成23）年3月29日、記者会見し、国が小中学校の屋外活動を制限する限界放射線量を年間20mSv（3.8μSv/h）を基準に決めたことに対し、反対の意見を唱え、「とんでもなく高い数値であり、容認すれば私の学者生命は終わり。自分の子どもをそんな目に遭わせるのは絶対に嫌だ」と異論を唱えた。同氏は、学校の放射線基準を年間1ミリシーベルトとするよう主張したのに採用されなかったことを明かし、「年間20mSv近い被ばくをする人は原子力発電所の放射線業務従事者でも極めて少ない。この数値を乳児、幼児、小学生に求めることは学問上の見地から

のみならず、私のヒューマニズムからしても受け入れがたい」と述べている（甲 A513 の 1 ～ 2）。

イ この点について、被告東京電力は、「4月19日には、文部科学省・厚生労働省より、小・中学校等の校庭・園庭利用の基準として毎時 $3.8 \mu\text{Sv}$ （年間 20mSv ）の基準が示されたことを相当因果関係の有無の判断の考慮要素の一つとして取り上げているが（被告東電準備書面（20）65頁～66頁）、上記の小佐古氏の一例だけをみても、低線量被ばくによる健康への影響に関する科学的知見は確立しておらず、国の掲げた基準が科学的に正しいとまで断定できないことがわかる。

このような状況下において、かつ、後述するように、国の掲げる「科学的」知見と一般人・通常人の感覚とが乖離している本件において、国の基準を相当因果関係の考慮要素として重視するのは誤りである。

3 国や自治体の基準と一般人・通常人の感覚との乖離（上記1②）

（1）相当因果関係の判断は、一般人・通常人を基準とする以上、そこでの考慮要素は、一般人・通常人の感覚に沿うものでなければならぬところ、国や自治体の本件事故による避難指示等の各種基準は、一般人の感覚と乖離している。

したがって、一般人・通常人を基準とする相当因果関係の判断にあたり、国や自治体の各種基準を重視するべきではない。

(2) 一般人の感覚について

被告東京電力が相当因果関係の考慮要素の一つに挙げている年間被ばく線量 20 m Sv ($3.8\ \mu\text{ Sv/h}$)という基準(被告東電準備書面(20)65頁④～66頁)は、居住制限区域か避難指示解除準備区域かの区別基準でもある。かかる 20 m Sv という基準は、一般人・通常人の感覚に沿うものであろうか。

この点については、辻内琢也教授が県内外の避難者に対して行った調査が参考になる。

同調査によれば、避難先から故郷に戻ってもよいと思われる放射線水準として、2013(平成25)年の福島の仮設住宅の調査では、年 20 m Sv 未満とする者は6.3%に過ぎず、年 5 m Sv 以下が7.1%、追加被ばく年 1 m Sv 以下が28.6%、本件事故発生前の線量レベルが37.2%となっている。

また、埼玉と東京の調査では、年 20 m Sv 未満とする者は2.4%に過ぎず、年 5 m Sv 以下が6.4%、追加被ばく年 1 m Sv 以下が20.8%、本件事故発生前レベルの線量が48.9%となっている(甲A529の108頁～109頁)。

避難した人たちのおよそ3分の2が 1 m Sv 以下にならなければ戻ってよいとは考えていないという事実は、重い判断材料である。このことから、一般人・通常人が健康不安を感じるか感じないかは、空間放射線量が 1 m Sv/年 が重要な目安となっていることがわかる。

(3) 小括

以上によれば、被告東京電力が相当因果関係の判断の考慮要素のひとつに挙げている年 20 m Sv という数値が、一般人・通

常人の感覚とかけ離れていることは明らかである。

したがって、かかる基準を相当因果関係の判断の考慮要素として重視するのは重大な誤りである。

4 「不安」に基づく行動の合理性と相当性（本件事故と不安に基づく行動との相当因果関係の存在）

(1) 既述のとおり、本件事故による低線量被ばくによって、健康への危険は本当にはないのかどうかは、科学的に明らかになっていない。このような状況におかれたときに、一般人・通常人がどのように感じるかは、本件事故と被害との相当因果関係の判断の重要な判断材料になる。

また、一般人・通常人は、原子力発電所の事故への不安を現在も抱いているかどうかについても、一定の判断材料になると考えられる。

以下では、上記の点について参考となる調査・研究について触れた上で、人々が被ばくへの不安や事故への不安から、避難をしたり様々な回避行動・抑制行動をとることに合理性が認められることについて、予防原則の観点から述べる。

(2) リスク認知研究

中谷内教授による一般人のリスク認知研究（甲 A160 の 1）によれば、本件事故で明らかになったリスクは、リスク認知の 2 つの因子（恐ろしさと未知性）によくあてはまるとされる（原告ら準備書面（34）8 頁）。低線量被ばくによる健康被害の有無については、未知性因子に当てはまり、一般人・通常人が恐怖や不安を抱く傾向にあるのである。

このような一般人のリスク認知研究の成果からは、本件事故に伴い住民に発生した不安は、決して根拠のないものではなく、そのような不安とそれに基づく行動の結果を合理性・相当性のないものとして切り捨てることは誤りであることがわかる。ましてや、被告東京電力の主張のごとく、「広く提供され、入手可能な公正な情報を受け入れずに、放射線に対する極めて強い忌避の気持ち」などと評価するのは重大な誤りである。

(3) 全国面接世論調査

本件事故のような原子力発電所の事故への不安については、日本世論調査会が2019（平成31）年2月に実施した防災や東日本大震災に関する全国面接世論調査が参考になる。同調査では、本件事故のような深刻な原発事故が再び起こる可能性について、約86%もの人が「心配が残る」と回答している（甲A514）。

被告国や被告東京電力が、原子力発電所の安全性をいかに強調しても、一般人・通常人は、原子力発電所の事故への不安を本件事故後8年が経っても抱いているのである。

(4) 予防原則

ア 上記のとおり、一般人・通常人は、低線量被ばくへの恐怖や不安を抱く傾向にあること、そして、本件事故後8年が経っても、原子力発電所への事故の再発を不安に感じていることがわかっている。

このような不安と恐怖のもとで、避難行動や日常生活内で

の被ばく回避行動をとる人々の行動が、合理的なものであることについて、予防原則の見地から述べる。

イ 予防原則は、環境法において確立発展してきた考え方であり、環境に対する侵害は不可逆的なものが多いことから、環境政策においては、環境の事後的な回復や侵害結果の除去よりも、侵害の回避・予防が優先されるべきとするものである。ここで、本件事故による行動の合理性・相当性判断において考慮すべきなのは、被害発生を未然に防止すべきという意味（preventive principle）ではなく、危険の予測になお不確実なところがあっても、予防的な立場からできるだけ早期に対策に取り組むべきという原則（precautionary principle）である。

かかる予防原則の見地からすれば、本件事故による低線量被ばくを回避するために、避難をしたり、日常生活内で様々な回避行動をとることないし回避行動をとるかどうかが苦悩することは、正当かつ合理性のあるものであり、本件事故との相当因果関係が認められると考えられる。

人体に脅威を与える物質と人体への侵害とを結びつける科学的証明が困難であっても、いったん発生すると回復不可能な重大な損害が発生する場合には、事前に回避することや回避したいと考えることが合理的であると考えられるからである。

ウ この点、潮見教授は、「不法行為法」（信山社 1990年）160頁で、権利侵害の危険が抽象的に存在するにとどまる段階においても、その抽象的危険を伴う行為が生命・健康への回復不可能な重大な被害をもたらすおそれのあるよ

うな場合には、・・・抽象的危険を現実のものとしないうように適切な措置をとるべき義務が課される場合がある」としている。そして、同教授は、「不法行為法Ⅰ（第2版）」（信山社、2009年）では、より明確に、公害、薬害・食品公害における過失論について、予防原則（precautionary principle）の考え方ともその発想の基盤を享有させている。そして、人体に脅威を与える物質と人体への侵害とを結びつける科学的証明が困難であっても、いったん発生すると回復不可能な重大な損害が発生する場合には、損害発生前のリスクを回避し、または遮滅するために事前の思慮を行うべきであるとの観点から、わが国の民事過失論を充実させていくことが望まれるとしている。

さらに、同教授は、本件事故に関して、人々の生命・健康や、将来世代の生命・健康にも関連する環境に対し深刻かつ不可逆的な被害（取返しのつかない破壊）を生じさせるリスクについては、人々の生命・健康という法益に対する深刻かつ不可逆的侵害というリスクの重大性にかんがみ、人々のとったリスク回避行動に対して、科学的不確実性を理由にその合理性を否定し、原子力の利用者（原子力事業者など）の経済的自由権を保護するのは、権利・法益面での均衡を失うとして、予防原則を支持している。

（5）小括

以上に述べた一般人・通常人の感覚や予防原則の考え方に照らしてみても、原告らが、本件事故による低線量被ばくに対し、身体的な危惧感・深刻な不安を抱き、これらを回避す

る行動をとっていること、ないし、回避行動をとりたいと考え、苦悩しながら日常生活を送り続けている事実は、合理的なものであり、本件事故との相当因果関係の認められる行動であることがわかる。

以 上